

令和7年度 京都市北部山間地域の地域資源を活かした 体験コンテンツ開発業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コンテンツ開発業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務目的

本市の北部山間地域は、西日本では数少ない高層湿原「八丁平」や樹高日本一を誇る「花脊の三本杉」等の豊かな自然が現存することに加え、森林とともに育まれた歴史・文化が息づく魅力的な地域である。そして、「山村都市交流の森」には、1,077haの広大な森林エリア内に総延長約33kmのトレッキングルートがある。

当該地域については、奥深い京都の魅力を体感したいと考える人々が高い関心を寄せる一方で、その魅力を効果的に伝えるコンテンツの不足等、情報発信には課題もある。

このため、桂川や安曇川の源流域となる「山村都市交流の森」を中心とする北部山間地域の新たな価値の創造に向けて、京都一周トレイルにおける新ルートの設定や、国内外から森林文化や自然環境に魅力を感じる方々をターゲットにした特別感のある体験コンテンツの検討を行うとともに、地域の魅力を広く情報発信することで、森林・山村文化や自然環境等の地域資源を活かした関係人口・交流人口の増加につなげていく。

4 業務内容

以下の(1)～(4)の業務を行う。なお、業務の遂行にあたっては、本市職員との十分な協議のうえで進めること。

(1) 地域資源を活かした地域の魅力の磨き上げ（ワークショップの開催支援）

現在、市内に5つある京都一周トレイルのルートに、地域資源を活かした新ルートを設定することや、魅力的で特別感のある高付加価値な体験コンテンツ（以下「体験コンテンツ」という）の造成に向けて、地域内の関係者や専門家等を交えて検討を深めるため、本市とともにワークショップを開催する。

開催にあたっては、専門家として出席、又は専門家を招聘し、他地域での地域資源を活かした類似事例の説明・提案を行うなど、議論の具体性や実現性を高め、効果的なものとなるよう工夫すること。

なお、ワークショップは2回程度の開催を想定しており、専門家以外のワークショップの参画者及び開催場所等の調整、摘録の取りまとめ等は本市が行う。

(2) 京都一周トレイルの新ルート案の取りまとめ

(1)の議論の内容を踏まえるとともに、既存の京都一周トレイルのルートとの関連、利用者の利便性、設定後の維持管理等を考慮し、実現性のある新ルート案を取りまとめる。

- ・(1)のワークショップの参加者等を招聘した現地踏査を適宜実施すること。
- ・複数の新ルート案について、トレイルに興味・関心のあるターゲット層への情報発信

に向けて、それぞれのコンセプト（強み、アピールポイント等）、距離、所要時間、ルート上の所見、標柱設置予定箇所などを「見える化」したマップ案を本市と協議のうえ作成し、提案すること。

（参考）

➤京都一周トレイル（京都観光 Navi）

<https://ja.kyoto.travel/tourism/article/trail/>

➤「山村都市交流の森」森林エリア内トレッキングルートマップ

https://dobanzy.com/assets/pdf/aruku_map.pdf

(3) 体験コンテンツ案の造成・モニターツアーの実施及び検証

ア 体験コンテンツ案の造成

(1)の議論の内容を踏まえるとともに、「山村都市交流の森」の施設や地域資源を活かし、体験コンテンツ案を3案以上造成する。

- ・地域資源は、森林文化（大悲山峰定寺、花脊の三本杉）及び自然環境（八丁平湿原、峰床山）のいずれかを盛り込んだものとする。
- ・国内外の富裕層の旅行者をターゲットにした日帰りプランとすること。
- ・検討にあたっては、他地域における類似事例やデータ、関連する民間企業等（旅行会社、市内観光事業者、ラグジュアリーホテル等）への聞き取り調査などを行い、課題やニーズを分析するとともに、地域資源を活かした関係人口・交流人口の増加につなげていくことを見据えて造成すること。

イ モニターツアーの実施

造成した体験コンテンツ案のうち、本市と協議のうえ決定した1案について、関連する民間企業等（旅行会社、市内観光事業者、ラグジュアリーホテル等）の関係者を対象に、販売に向けた課題や改善点の洗い出しなど更なる検証を行うためのモニターツアーを実施する。

- ・ツアー実施中、販売等の際に素材となる写真の撮影を行うこと。掲載媒体はホームページ、SNS（Instagram、Facebook、X、YouTube等）を想定し、1つのツアーで10枚以上撮影する。なお、著作権や使用权などに留意し、必要に応じて使用の許可を得ること。
- ・ツアー後のアンケートの実施・分析等により、販売に向けた更なる検証を行い、体験コンテンツの改善案を提案すること。

(4) 情報発信の取組

地域の魅力に関する情報発信について、(2)や(3)で想定するターゲット層など、関係人口・交流人口の増加につなげていくことを見据えて効果的なプロモーションの手法等について提案すること。

なお、具体的な内容は本市と協議のうえ、実施することとする。

5 提出書類

(1) 事業開始時

受託者は、契約締結後速やかに次のア～イに示す資料を提出すること。

ア 業務着手届

イ 業務スケジュール

(2) 事業完了時

受託者は、業務完了後速やかに次のア～ウに示す資料を提出すること。

ア 業務完了届

イ 「3 業務内容」に係る実績報告書

ウ その他市長が必要とする書類

※電子データ1部（CD-R）と紙媒体1部（A4サイズ）を提出すること。

※電子データについては、本市に提出する前に必ずウィルス対策を行い、CD-Rのラベルに、次の項目を記載すること。

- ① 使用したウィルス対策ソフト名
- ② ウィルス定義年月日
- ③ チェック年月日を記載すること

6 留意事項

- (1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (6) 本市は、(5)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市が定めるものとする。
- (8) 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。